

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 24 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01276

研究課題名(和文) 国際裁判管轄の規律における当事者意思の役割 準拠法との相互関係も視野に入れて

研究課題名(英文) The Role of the Intention of the Parties in Disciplining International Jurisdiction

研究代表者

中西 康(Nakanishi, Yasushi)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：50263059

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際裁判管轄の規律において、主として合意管轄を通じて、当事者の意思の役割を検討するものである。国際裁判管轄の問題の処理において、当事者の意思は、司法の適正な運営などの国際裁判管轄規律の基本理念に照らして、どの程度尊重されるべきか。また、問題となっている国家の政策関心の高さと、国際裁判管轄における当事者の意思との間で、どのようなバランスを図るべきか。これらの検討を通じて、国際裁判管轄の基礎理論についての視野を得ることを目指す。

研究成果の学術的意義や社会的意義

当事者の意思は国際裁判管轄において、主に合意管轄という形で、今日、多くの国で尊重を受けている。ハーグ国際私法会議でも、専属的な国際裁判管轄の合意について2005年に条約が作成されており、国際的スタンダードとなることが見込まれる。このような背景事情からして、国際裁判管轄における当事者の意思の役割の研究は学術的な重要性がある。のみならず、国際取引の場においては、仲裁合意と並んで国際裁判管轄の合意が紛争解決条項として一般的に用いられており、その意味で、本研究は社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：This study examines the role of the intention of the parties in the discipline of international jurisdiction, mainly through Choice of Court Agreements. To what extent should the intention of the parties be respected in the handling of international jurisdiction issues in light of the basic principles of international jurisdiction discipline, such as the proper administration of justice? Also, what balance should be struck between the policy interests of the state in question and the intention of the parties in international jurisdiction? Through these considerations, we aim to gain a perspective on the basic theory of international jurisdiction.

研究分野：国際私法

キーワード：国際裁判管轄の合意 管轄合意条項 当事者自治 準拠法 専属管轄 併合管轄 弱者保護

1. 研究開始当初の背景

(1) 背景 わが国では長らく、明文の規定がなく判例法理によって運用されてきた国際裁判管轄は、財産関係事件についての平成 23 年改正(平成 23 年法律第 36 号)と、人事・家事事件についての人事訴訟法等の一部を改正する法律(未成立だがまもなく成立する見込み)により、規定の整備はほぼ完成し、これらの明文規定の解釈・適用によって、問題は処理されることになる。しかし、その時々問題となっている個別規定の解釈だけに目を奪われていると、国際裁判管轄法制の体系的な一貫した理解という観点からは適切ではない判断がされるおそれがある。このようなおそれを防ぐには、基礎理論からの分析により法制全体を俯瞰することが有益な手法の 1 つである。

国際裁判管轄について考えられるそのような分析視角のうちで本研究では、当事者の意思を鍵として取り上げる。国際裁判管轄の問題の処理において、当事者の意思に与えられるべき尊重は、司法の適正な運営などの国際裁判管轄規律の基本理念に照らして、どの程度が望ましいか。また、当該事件で問題となっている主として実体法上の規律に現れている、国家の政策関心の高さ、すなわち強行性と、国際裁判管轄における当事者の意思の尊重は、どのようなバランスを図ることが適切か。

当事者の意思は国際裁判管轄において、主に合意管轄という形で、今日、多くの国で尊重を受けている。ハーグ国際私法会議は、専属的な国際裁判管轄の合意について 2005 年に条約を作成した(道垣内正人『ハーグ国際裁判管轄条約』(2009)参照)。本条約はすでに発効していること、EU 域内の改正ブリュッセル I 規則(2012)に内容が取り込まれているために、仮に EU 外に締約国が広がらなくても学術的影響は大きいこと、またシンガポール等の世界各国に締約国が広がる兆しもあること、などからその意義は大きい。これが、国際裁判管轄のうちで当事者の意思、とりわけ合意管轄に焦点を当てる研究をする一般的背景事情である。

(2) 本研究の対象とする課題を包括的に検討すべき理由 また、上述した、個々の諸問題の解決の整合性への不十分な配慮のおそれは、すでに合意管轄をめぐる、姿を現しつつある。以下では、3 つ例を挙げる。

専属的な国際裁判管轄の合意に認められる効力 契約当事者間で、外国(A 国)への専属的な国際裁判管轄が合意されたなら、合意の対象とした紛争について A 国でのみ紛争解決がなされる、というのが当事者の意思ではないかと思われる。ところが、この紛争に関する訴えと、関連があるが別の訴えとを併合して、わが国で提訴された場合に、当事者間では A 国の管轄を専属的に合意したはずの請求についても、民訴法 3 条の 6 の併合管轄により、わが国に国際裁判管轄が認められるか。議論がなされたものの法制審部会では、このような場合に併合管轄が認められうるとの了解の下、規定は設けないこととされた。しかしながら、紛争の一体的解決への考慮ははたして、当事者の意思に優先されるべきだろうか？

外国への専属的な国際裁判管轄合意に対する公序法違反要件 国際裁判管轄の合意については最判昭和 50 年 11 月 28 日があり、民訴法 3 条の 7 は基本的にこの判決の解決に沿っている。この最判昭和 50 年は、国際裁判管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するときは無効とする余地を認めていた。この公序法違反要件は明文で規定されていないものの、引き続き妥当すると一般に理解されている。

ただ、裁判例は従来、公序法違反による管轄合意の無効を容易に認めない傾向だったが、外国への専属的な国際裁判管轄の合意をこの要件によって無効とする裁判例が、近時増えている(大阪高判平成 26・2・20、東京高判平成 26・11・17 など)。公序法違反要件を民訴法 3 条の 9(特別の事情による訴えの却下)のように膨らませることは、国際裁判管轄に関する法的安定性を損なうおそれはないか。

強行法規と管轄合意 以上 2 つの例は、手続法的考慮として、国際裁判管轄において当事者の意思をどの程度尊重すべきかという問題と整理でき、民訴 3 条の 9 かつ書きにおける管轄合意を尊重する態度と整合しているのかという、共通の疑問にまとめられる。これに対して、国際裁判管轄の合意において対象となっている紛争に適用される法規が、通常の法規ではなく、国際的にも強行的に適用を欲する場合(絶対的〔国際的〕強行法規。なお、国際法上のユス・コーゲンスとは異なる概念)、その強行的適用を確保するために外国への専属的な国際裁判管轄の合意の効力をいかに考えるべきかも問題となる。諸外国ではすでに議論があるが、わが国でも最近、独禁法の適用との関係でこのような管轄合意が問題とされた事例が現れた。

2. 研究の目的

上記 1 で挙げた諸問題の検討により、国家による民事裁判権の行使とその制約の問題である国際裁判管轄において、当事者の意思の果たすべき役割を包括的に再検討することが本研究の課題である。本研究の直接の目的は、国際裁判管轄における当事者の意思の果たすべき役割を包括的に考察することで、個々の国際裁判管轄規定の一貫した理解の促進をもたらすことである。その際には、国際裁判管轄を肯定する根拠をどのように考えるべきかという、国際裁判管轄の基礎

理論についての視野が得られるということも見込まれる。しかしながら、本研究にはそれだけにとどまらない展開の可能性がある。

狭義の国際私法、すなわち準拠法選択の分野において、当事者の意思に意義を認めるいわゆる当事者自治の原則が、契約の分野で確立したのみならず、法定債権や、さらには財産法を越えて、家族法分野へも拡大しつつあることは、国際私法学において国際的にもわが国でも注目を集めて研究が進んでいる（代表として、中野俊一郎「国際親族・相続法における当事者自治の原則」神戸法学雑誌 65 巻 2 号（2015 年）1 頁）。しかし、準拠法におけるこの問題も少なくとも国際裁判管轄とともに検討をする必要があり、両者を共に考えなければ、当事者による自己決定の広狭は正確には評価出来ない。例えば、上述の絶対的（国際的）強行法規の強行性は通常の強行法規と異なり、絶対的といわれるが、外国（あるいは仲裁）に法廷地を合意することで、その強行性を免れることも可能となる。

このように本研究は、国際私法が国際裁判管轄、準拠法、外国判決の承認執行の三本柱から有機的に結び付けて涉外的法律関係を規律しているという本質を見据えて、国際私法全体における、当事者の意思の意義を考える第一歩とするという目的も有している。このような視点は、上記のわが国の先行研究ではそれほど意識的に取り上げられておらず、本研究の独自性の 1 つである。

3. 研究の方法

本研究においては、上記の個別テーマの検討を進めつつ、それを統合する役割を担う総論部分を適宜意識しながら進めて、最終的には全体の総合を図る。具体的な方法は、法律学研究においてオーソドックスなものである。つまり、まず、すでに裁判例を中心に議論の蓄積がある個別問題を中心に、わが国における従来の判例・学説を渉猟し分析を行った。次に、比較対象として、ヨーロッパを中心とする諸外国における関連する立法・学説・裁判例について調査分析を行った。その上で、比較分析を行うという手法による。

4. 研究成果

(1) 外国裁判所への専属的な国際裁判管轄の合意をめぐり、公序法違反要件を問題としてその効力を否定しようとしている一連の裁判例（大阪高判平成 26・2・20、東京高判平成 26・11・17 など）の検討。

東京高判平成 26・11・17 は、平成 23 年民訴法等改正の施行日（平成 24 年 4 月 1 日）以前に管轄合意がされているため、消費者契約における事前の管轄合意であるにもかかわらず、経過規定（平成 23 年法律 36 号附則 2 条 2 項）により、改正後の民訴法 3 条の 7、とくに、上記のように消費者との紛争発生前の管轄合意の効力を否定する第 5 項の適用はなかったため、改正前の判例法理のうち、いわゆる公序法要件を用いて本件管轄合意を無効とした。これは、改正後の規定を適用したのと同様の結論を導こうとしたのではないかと思われる。

最判昭和 50・11・28（民集 29 巻 10 号 1554 頁）には、「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合」には管轄合意を無効とすることを示唆する判示があり、これが公序法要件であるが、最高裁は、管轄合意が公序法違反で無効であるとの主張を詳しく検討せずに退けた。

その後の下級審裁判例は、消費者や労働者との管轄合意であっても、公序法要件で管轄合意を無効とすることに慎重な裁判例が以前は一般的であった。例えば、労働者につき東京高判平成 12・11・28（判時 1743 号 137 頁）など、消費者につき東京地判平成 24・2・14（平 22（ワ）7042 号）、東京地判平成 25・4・19（平 23（ワ）17514 号）、東京地判平成 26・1・14（判時 2217 号 68 頁）などは、公序法違反との主張を認めず管轄合意を有効と判断していた。

しかし、ある時期から裁判例の傾向は変わり、消費者や労働者が締結した、外国裁判所への専属的な国際裁判管轄の合意の有効性を公序法要件で否定する裁判例が現れてきた。例えば、労働者につき東京地判平成 24・11・14（労判 1066 号 5 頁）、消費者につき東京高判平成 24・6・28（平 24（ネ）2216 号）や大阪高判平成 26・2・20（判時 2225 号 77 頁）、東京高判平成 26・11・17 である。裁判例の傾向が変化した理由は、平成 23 年民訴法等改正のための議論が始まり、弱者保護のために紛争発生前の管轄合意の効力を制限する特則が具体的な形になってきた頃から、このような特則による弱者保護の結論を先取りして実現しようとしたものであり、そのための手段として公序法要件が用いられたのではないかと思われる（前掲東京高判平成 24・6・28 の、民訴法 3 条の 7「の法意及び立法趣旨は、その施行前においても、公序の内容を考えるにあたっては参酌されるべきであり、同条の規律の背景にある消費者の司法へのアクセスの保護と事業者の予測可能性との調和を図る必要性は、本件においても妥当するところであって、公序の一内容をなすものと考えべき」との判示参照）。

平成 24 年 4 月以降に締結された管轄合意が問題となることがほとんどになるであろう。今後は、改正後の民訴法 3 条の 7 第 5 項が適用されることでただちに、消費者との紛争発生前の管轄合意は効力を否定される（すでに MARS に関する本件同様の紛争でも、例えば東京地判平成 27・1・27 平 26（ワ）8305 号などで、そのように処理されている）。その意味で、改正法の規定の適用の狭間にあった事案に対処するために公序法要件を用いた、本判決などの一連の裁判例の処

理は、あくまで過渡期のものである。

注意すべきなのは、以上のような事情があったために詳細な審査を行ったことで肥大化した公序法要件を、今後もそのまま運用すると、管轄合意の効力に関する予見可能性を害するおそれがあることである。

そもそも前掲最判昭和 50・11・28 によるこの要件の当初の趣旨は、外国への管轄合意による、内国強行法規（「公序法」。同時期の東京地決昭和 40・4・26 労民集 16 巻 2 号 308 頁の「公序としての労働法」も同様の用法）の潜脱防止ではなかったか（神前禎「合意による管轄権」高桑昭 = 道垣内正人編『新・裁判実務体系（3）国際民事訴訟法（財産法関係）』[2002] 143 頁参照）。しかし、国際海上物品運送法の免責約款禁止との関係が問題になるとの主張に対して最高裁は、国際的海運業者である被告が特定国に管轄の限定をはかろうとすることは経営政策として保護するに足りるとして、不合理ではなく、公序法違反でないとした。ところがその後の裁判例では、当初の最高裁の考えとは異なり、わが国に国際裁判管轄を認めて本案審理することに対して、それを例外的に否定する民訴法 3 条の 9 の特別の事情と同様の考慮事情が考慮されるようになっていく（ただし、外国への専属的管轄合意の有効性を認めるとすればわが国で裁判されずに合意された外国で裁判されることになるのに対して、それを例外的に否定する事情が検討されている）。このように変容した公序法要件（加藤紫帆・ジュリ 1484 号 144 頁参照）は、日本への専属的国際裁判管轄の合意に基づく訴えを、特別の事情の審査から除外して（民訴 3 条の 9 かっこ書き）、管轄合意を尊重しようとする改正法の態度と整合的ではない。また、消費者・労働者ではないが、当事者間に力関係の不均衡が存在する場合に、公序法要件を用いて管轄合意の効力を制限することは今後も考えられるが、それは政策的に妥当とは思われない。

(2) 法廷地の絶対的強行法規と外国への専属的な国際裁判管轄の合意

この問題については東京地判平成 28 年 10 月 6 日（金商 1515 号 42 頁）及び控訴審判決の東京高判平成 29 年 10 月 25 日の事例と、東京高判令和 2・7・22〔令元（ネ）5049 号〕の事例を通じて、議論が行われている。

前者の事例では、判決はいずれも、絶対的強行法規の適用の回避が問題となっているにもかかわらず、国際私法上の公序判断と同じように、管轄合意された外国で裁判した場合の適用結果を比較考慮している点について、疑念がある。

後者の事例は、日本の中小企業が米国 IT 企業を訴えた著名な裁判例であり、米国裁判所への専属的管轄合意が問題となった。被告がその優越的地位を不当に利用して、自己に極めて有利な内容・条件を設定したもので無効であるとの原告の主張を退けて、管轄合意を有効と認めたものである。

内国の絶対的強行法規の適用が問題となっているだけの理由で、外国への専属的な国際裁判管轄の合意（あるいは、内国裁判所が回避されるという点では共通する、仲裁合意）の効力をただちに否定するのは、適切とは思われない。絶対的強行法規においても、強行性の度合いにさらに違いがあり、内国の国際裁判管轄を回避することさえ許さないほどの強行性があるものと、そこまでの強行性はないものと、区別することが 1 つの解決策ではないかと思われる。

(3) 付随的成果

上記(2)の検討に関連して、絶対的強行法規と捉えることができる、内国の独禁法の適用についての検討を行った。

近時、私訴を通じての独禁法のエンフォースメントの重要性が強調されるようになってきた。それに伴い、渉外的な要素を含む取引紛争に関する民事訴訟の場でも、独禁法の適用が問題となる事例が増えている。例えば、上記東京高判令和 2 年 7 月 22 日の事例である。問題となっている行為が我が国市場に影響を及ぼすものであるのに、不法行為準拠法が我が国以外の外国法となる場合に、その行為は我が国独禁法上の行為規制ルールに照らしての評価を受けないということでのよいかが問題となる。

対応策としてまず考えられるのは、競争制限に基づく不法行為の準拠法について特則を設けることである。このような立法として、スイス国際私法 137 条や EU の契約外債務の準拠法に関する規則 864/2007 号（「ローマ II 規則」）6 条 3 項が知られており、影響を受ける市場地の法を準拠法とする双方向的抵触規則を設けるものである。このような特則によれば、影響を受ける市場地の独禁法上の市場ルールの適用も、指定された準拠法でカバーされるように見えるが、必ずしも、競争制限に基づく不法行為の準拠法によって、影響を受ける市場地の市場ルールをカバーすることでその適用を確保することで意見が一致しているわけではない。また、我が国では、そのような特則を定める規定は置かれていないため、解釈論としては困難ではないかと思われる。

次に考えられる対応策として、独禁法の市場ルールによる違法評価が絶対的強行法規として特別連結されるということが考えられる。我が国独禁法の定める市場ルールは、公正かつ自由な競争を促進する競争政策を担うものであり、絶対的強行法規に該当すると一般に考えられている。

もっとも、損害賠償請求訴訟において被告の行為が独禁法違反であるので民法 709 条の要件を満たすというような場合、独禁法は説明道具に過ぎないとも言われる。とはいえ、日本法でも、独禁法違反であることは、損害賠償請求であれば民法 709 条の権利・法益侵害の要件を満たすた

めの十分要件と基本的に考えてよいとされている。そうであるならば、絶対的強行法規としての独禁法の市場ルールによる当該行為の違法評価は、不法行為準拠法上、損害賠償の要件としても一定の意味があるので、空振りと考える必要はなく、強行法規の特別連結を考える意味はあると思われる。

ただ、このような対応策は、さらに2つの観点から一般化することができる。

まず、不法行為準拠法と、我が国のものに限らず外国のものも含めた、独禁法の適用関係という問題と、一般化することができる。ただ、外国の絶対的強行法規について特別連結することに対しては、明文規定は置かれていないわが国では解釈論としては困難ではないかと一般に考えられているので、この点が障害となる。

さらに、不法行為法上の損害賠償請求に限らず、契約も含めた私法上の取引行為一般について、その準拠法と独禁法との適用関係と、問題を一般化することもできる。当事者間に契約が締結されていたところ、取引条件に違反したことを理由に相手方当事者から契約を解除された者が、当該取引条件が独禁法違反であるとして解除の効力が否定されると反論するような場合である。この場合、問題となる当事者間の契約準拠法と独禁法の適用関係が問題となるが、契約との関係が問題となる場合には、競争制限に関する不法行為の特則を置くような方策は考え難くおらず、契約準拠法とは別に、競争法の市場ルールを強行法規の特別連結することが考えられている。このような契約の場合の処理との整合性を重視すれば、不法行為の場合についても、独禁法の市場ルールは強行法規の特別連結で考えていくのが一貫性のある立場と思われる。

また、本研究は基本的に財産関係事件を対象としたものであったが、付随的に、離婚事件の国際裁判管轄についても検討をおこなった。

平成30年人訴法等改正(平成30年法律第20号)により、人事訴訟法3条の2以下に国際裁判管轄規定が新設された。3条の2は、人事訴訟に共通する規定の形をとっているが、離婚事件についても適用される。改正法における離婚事件の国際裁判管轄に関する規定に関して、例外的に原告住所地国である日本に国際裁判管轄を肯定する、人事訴訟法3条の2第7号の規定で挙げられた場合のうち、「他の一方が行方不明であるとき」と、「他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないとき」は、以前の最高裁判決で問題となった事情である。ただ、なぜ、これ以外には、原告の住所がある日本に国際裁判管轄が認められる場合を明確に挙げることなく、管轄を例外的に否定する3条の5の裏返しのように、特別の事情がある場合に管轄を肯定するとしが規定しなかったことがよくわからない。例えば、EUの新ブリュッセルII規則2201/2003号3条1項は、原告の常居所地にも、原則としては1年前からの滞在(そこが原告の本国である場合には6ヶ月前からの滞在)により、離婚事件の管轄を認めている。そのようにした理由として、どうも、原告住所地国である日本に離婚につき国際裁判管轄を認めるのは例外的であるべきだ、という発想があるのではないかと。しかし、なぜそのように考えなければならないのであろうか。それが例外的であると考えた背後には、離婚事件につき国際裁判管轄が認められるのは原則として世界中のいずれか一国である、という発想の名残があるのではなからうか。しかし、国際裁判管轄につき、手続法的考慮を貫くならば、管轄は専属管轄の場合を除いて原則として複数の地

国際裁判管轄の場合には複数の国に認められるべきものであるから、離婚事件につき手続法的に一定の関連があり国際裁判管轄が認められるのは、被告住所地のほか、婚姻住所地など複数の国がありえ、法廷地国が原告住所地に過ぎなくても一定の関連が離婚事件との間にあれば管轄を認めるべきであり、そのために必要な関連は何か、例えば、原告の居住期間が2年以上あれば十分か、という議論をしていけばよいはずである。

人事訴訟法3条の2第7号のような規定になっているのは、被告住所地国の管轄を原則として、原告住所地国の管轄を例外とする、最判昭和39年の判示から脱しきれていないためであり、さらにその裏にある発想は、管轄一般についての我々の今日の通常理解とは、やや異なっているのではないと思われる。本研究で付随的に行ったこの検討成果を発展させて、次の研究課題として、国際裁判管轄の基礎理論について、財産関係事件及び人事・家事事件横断的な研究を行うこととしている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中西康	4. 巻 188巻4・5・6号
2. 論文標題 EU裁判所Coman事件先決裁定に関する小論 国際私法の観点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 127-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西康	4. 巻 60号
2. 論文標題 外国判決の内容の了知の機会と民訴法一一八条三号の手続的公序（最高裁平成31年1月18日判決評釈）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス60号（2020）138-141頁	6. 最初と最後の頁 138-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西康	4. 巻 1560
2. 論文標題 民事上の損害賠償請求における我が国独禁法の適用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 21-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中西康
2. 発表標題 EU市民の同性婚配偶者である第三国民の家族としての派生的居住権
3. 学会等名 EU法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中西康
2. 発表標題 EU市民の同性婚配偶者である第三国民のEU法上の居住権に関するEU司法裁判所Coman事件先決裁定 (Case C-673/16, EU:C:2018:385) について 国際私法的側面を中心に
3. 学会等名 関西国際私法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 二宮周平	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 376(「涉外離婚をめぐるわが国国際私法の現状と課題」89-114頁を分担執筆)
3. 書名 現代家族法講座 第5巻 国際化と家族	

1. 著者名 中西 康、北澤 安紀、横溝 大、林 貴美	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 460
3. 書名 国際私法 (第2版)	

1. 著者名 中西 康、北澤 安紀、横溝 大、林 貴美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 468
3. 書名 国際私法〔第3版〕	

1. 著者名 道垣内 正人、中西 康	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 236
3. 書名 国際私法判例百選〔第3版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------